

全国一律最低賃金制度実現の 法改正にむけて



弁護士

なかむら かずお
中村 和雄

1 はじめに

労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額を大きく引き上げることが重要である。わが国の最低賃金は、OECD（経済協力開発機構）諸国の中で著しく低額である。諸外国との比較については、それぞれの国の賃金の中央値と比較することが一般的であり、合理的と考えられる。図表1は2018年の各国のデータにもとづくものであるが、現在においても大きな変動はないと考えられる。2020年の各国データによれば、イギリスが0.58、ドイツが0.51、フランスが0.61、韓国が0.62であるのに対し、日本は0.45である (<https://stats.oecd.org/>)。

さらに、地域別最低賃金制度のもとで、東京と地方との最低賃金額の格差が著しい。若者が地方から東京圏に流入し、地方の人口が減少し、地域経済が停滞あるいは衰退しており、深刻な事態となっている。

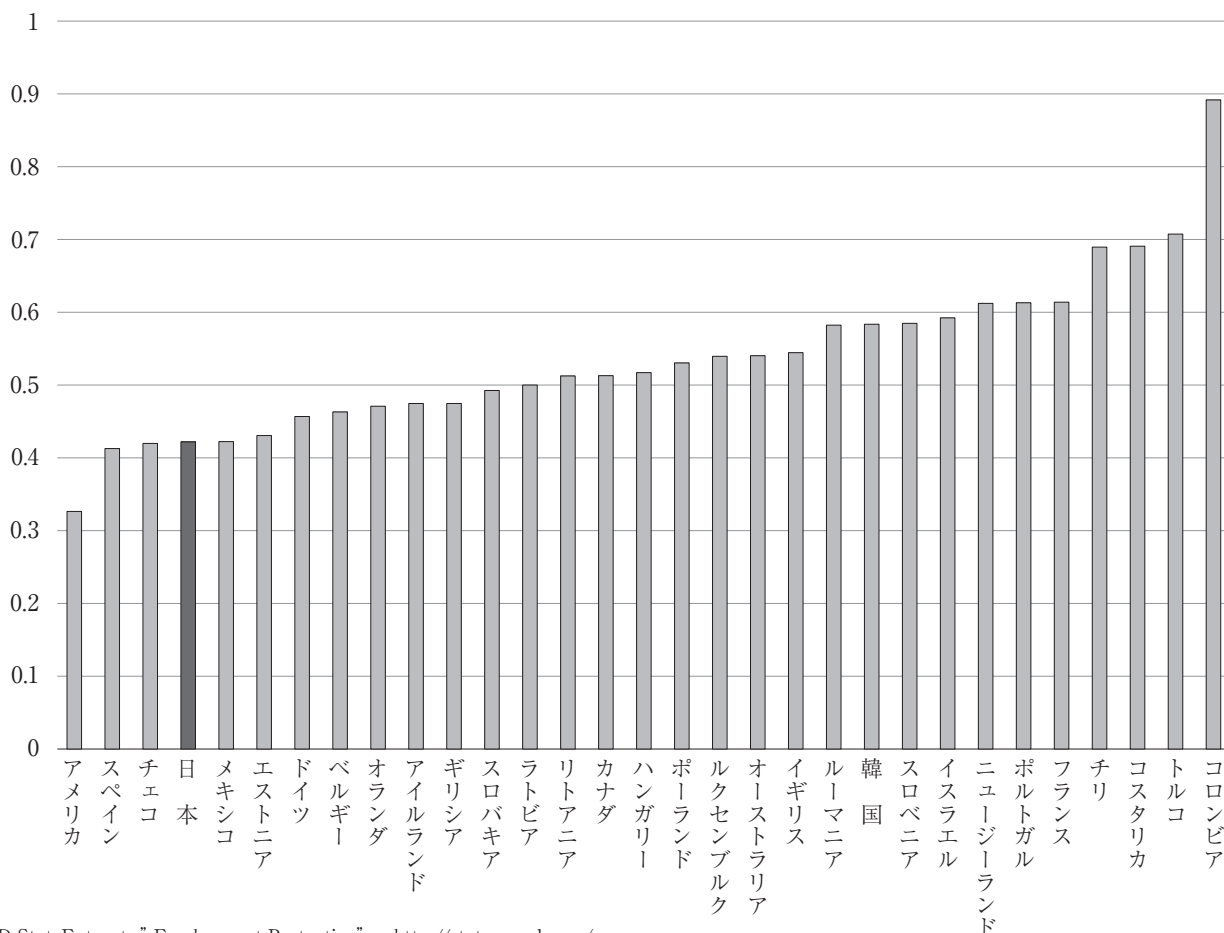
最低賃金制度をどのように構築していくかは、これからのわが国の社会のあり方に大きな影響を及ぼす重要な課題である。本稿では、最低賃金制度の意義を再確認するとともに、法改正の方向について筆者の私案を提起したい。

2 最低賃金と憲法

賃金は、本来、労使の自主的決定に委ねて決定すべきものとされているが、中小企業等において存在する低賃金労働者の多くは、労働組合が未組織であるなど、使用者との対等な立場における交渉によって、労働条件とりわけ賃金を決定することが期待できない実情にある。このため、このような労働者の不公正な低賃金については、国が積極的に介入して、賃金の最低額を保障し、その改善を図る必要がある。最低賃金制度は、一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることを主たる目的とする。

憲法は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことを保障して

図表1 最低賃金の賃金中央値に対する割合



OECD StatsExtracts, "Employment Protection" <http://stats.oecd.org/>

いる(25条)。最低賃金と憲法25条はどのような関係にあるのだろうか。

労働者は労働力を使用者に提供することによって賃金を獲得し、その賃金によって本人と家族の生活を維持していく。労働者が「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するためには、それにふさわしい賃金が確保されなければならない。「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するための賃金は、憲法25条が保障する権利であり、憲法27条の「すべて国民は、勤労の権利を有し」は、上記の適正な賃金を得て働くことを権利として保障したものと解される。憲法27条2項は、賃金の基準は法律でこれを定めるとしているが、この基準の1つが「最低賃金法」である。したがって、最低賃金が労働者の「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するものでなければならないことは、憲法上の要請なのである。

3 最低賃金と社会保障の関係

「健康で文化的な最低限度の生活」は賃金だけで維持されるものではない。社会保障制度が高水準に完備しているのであれば、賃金が低くとも「健康で文化的な最低限度の生活」を維持できる。デンマークやスウェーデンなどの北欧諸国はもちろん、ドイツなどヨーロッパ大陸の多くの国では、大学の授業料は無償化されている。大学生に生活費を無償で提供する国もある。医療費が無償化されている国も多い。公営の住居費も安く、老後や障害の年金も充実している。税金や社会保険といった社会全体の財源負担によって、これらの制度を維持しているのであり、賃金の果たす役割が日本とは大きく異なっている。

教育費、医療費、住宅費等の負担が軽減され、社会保障給付が充実すれば、賃金が少しばかり減少しても生活は維持できる。逆に豊かになることもあり得る。わたしたちが生活するために必要な財源のどの部分を賃金で賄わなければならないかによって、賃金が十分か否かは決まるのである。賃金と社会保障は表裏の関係にある。生協労連が「年収270万円であつうに暮らせる社会」を目指す運動を展開しているが (<https://www.cwu.jp/hope-270m>)、大変参考になる。

もっとも、わが国の最低賃金額は、OECD 主要国と比較して極めて低いのであり (図表1)、社会保障制度の充実度も極めて低いのである。表も裏も劣悪であり、現状の社会保障制度の下では、「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するためには、大幅な最低賃金の引き上げが必要であることは明らかである。

4 最低賃金と労働時間短縮との関係

最低賃金と労働時間の関係についても言及したい。「健康で文化的な最低限度の生活」のためには、ワークライフバランスは重要であり、長時間労働の抑制は憲法上の保障でもある。労働時間は短いに越したことはない。残業などしなくてすむのであればしたくない。しかし、わが国の雇用現場においてはそれが崩れている。ネットや雑誌の求人広告には、残業することを当然のこととして、残業代込みの賃金額で社員募集がなされている事例が多い。最賃すれすれの基本給の他に、固定残業代として月80時間分の残業代が最初から組み込まれた賃金額を、あたかも基本給であるかのように掲げて募集がなされている事例さえある。タクシー労働者の多くは、長時間残業による歩合制賃金によって、なんとか生活を維持する賃金を獲得している。

1日8時間、週40時間の労働では生活が維持できないのである。後述する最低生計費調査の結果がそれを物語っている。はじめから残業することが前提で、かろうじて生活が維持できるという状態である。憲法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」は、1日8時間、週40時間の労働を前提として考えられなければならない。労働時間の短縮の実現のためには、最低賃金の大幅引き上げが不可欠である。

5 わが国の最低賃金制度

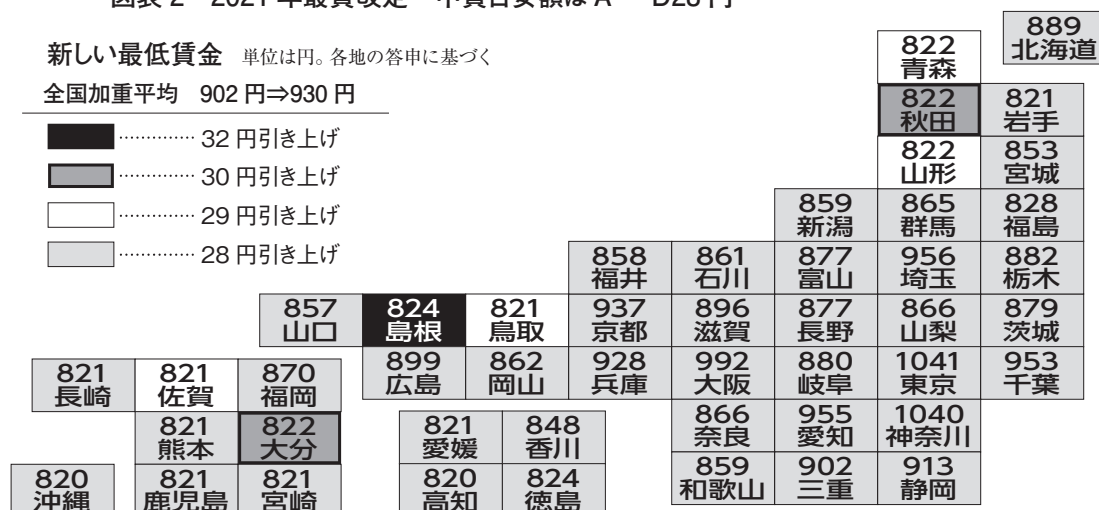
現行の最低賃金制度は、各都道府県の地方最低賃金審議会の審議に基づき、厚生労働大臣または都道府県労働局長が決定する、当該都道府県の全ての労働者に適用される最低賃金である地域別最低賃金 (法9条以下) と、一定の事業または職業に係る最低賃金である特定最低賃金 (法15条以下) (産業別最低賃金) によって構成され、基本となるのは地域別最低賃金である。

現行法上、地域別最低賃金は、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」とされている (法9条2項)。

2007年の法改正では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」との条項が設けられた (法9条3項)。その結果、最低賃金の水準が、少なくとも生活保護の水準を下回らないことを求められることになった。

なお、最低賃金法のいう「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」にどの基準は、生活保護基準と一致するものではない。労働者は労働しなければならず、そのためには通勤費や労働に伴う諸経費などの加算が必要で

図表 2 2021 年最賃改定 中賃目安額は A ~ D28 円



ある。

6 目安制度の導入

1975年3月には、当時の野党四党（日本社会党、日本共産党、公明党、民社党）が、全国一律最低賃金制度の導入を含む最低賃金法の改正案を国会に提出した。残念ながら、同法案は廃案となった。これを契機として、地域別最低賃金の整合性をとるためとして、1978年以降、中央最低賃金審議会は、全都道府県をA～Dの4つのランクに分けて、各ランクごとの引き上げ額の目安を答申し、各地の地方最低賃金審議会においては、この答申を参考として、地域別最低賃金の額を答申するという枠組み（目安制度）が定着するに至った。

目安制度の導入後、しばらくは最低賃金額の地域間の格差は縮小する傾向にあったが、近年は拡大する傾向にある。2008年には、最高額は東京都の766円であるのに対し、最低額は鹿児島県等3県の627円となり、その差額は139円、格差率は81.9%になった。10年後の2018年には、最高額（東京都）の985円に対し、最低額は鹿児島県の761円となり、その差額は224円、格差率は77.3%と大きく拡大した。2019年は、差額は223円となり、前年と比較して1円縮小したものの、格差率は

78.0%と拡大基調が続いた。

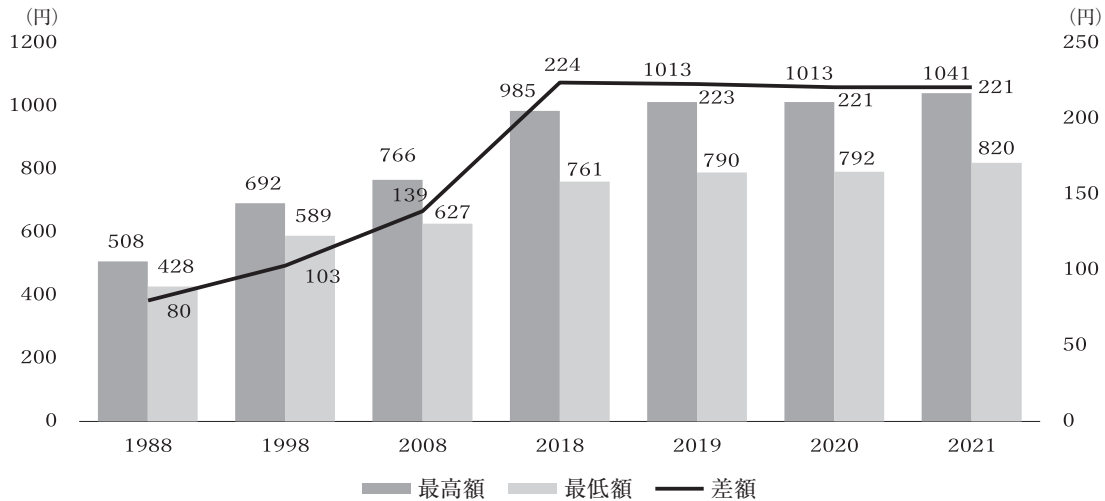
コロナ禍の2020年の各地の地域別最低賃金の引き上げ額は、0円から3円までとなった。最高額は東京都の1013円であるのに対し、最低額は7県の792円で、その差額は221円となり、前年と比較して2円縮小した。格差率は78.2%と拡大基調はほとんど改善されていない。

7 地域別最低賃金の現状

2021年7月、中央最低賃金審議会は、2021年の地域別最低賃金額の引き上げ額について、全国すべての地域で一律28円とする目安額を提示した。これを受けた各地の地方最低賃金審議会の答申額は28円ないし32円となり、その結果、最高額は東京都の1041円であるのに対し、最低額は高知県、沖縄県の820円となり、その差額は221円で前年と変わらず、格差率は78.8%である。依然として著しい格差が続いている（図表2）。

地域別最低賃金の地域間格差の推移は以下の表のとおりである（図表3）。

図表3 最低賃金の地域間格差



8

中央最低賃金審議会による「A～D方式による目安額答申」の破綻

現行の制度においては、中央最低賃金審議会が全国の地域をA～Dの4つに分類し、それぞれの分類ごとの引き上げ目安額を答申し、各地の地方最低賃金審議会は各地の引き上げ額答申について、基本的にその目安額にしたがった答申を行うことが慣例として続いていた。

しかしながら、2019年においては、A分類地域はすべて目安額どおりであり、B分類地域においては兵庫県のみが目安額を上回ったのに対し、C分類地域においては新潟・和歌山・山口・徳島・福岡が目安額を上回り、D分類地域においては青森・岩手・秋田・山形・鳥取・高知・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄が目安額を1円ないし3円上回る引き上げ額となった。

2020年の各地の地域別最低賃金の引き上げにあたり、新型コロナウイルス感染拡大状況の中で、中央最低賃金審議会は、「引き上げ額の目安の提示は困難」との答申を行った。各地からどのような答申が出てくるのか注目されたところであるが、結果として引き上げ額は0円から3円までとなった。引き上げゼロ地域は7地域のみであった。全体として、D分類地域における引き上げ額が相対的に他の分類地域より大きいといえる。

全国加重平均は1円上がって902円となったが、依然として先進諸外国と比較しても低い水準である。

こうした経過で2021年7月、中央最低賃金審議会は2021年の地域最低賃金の引き上げ額の目安額として、A～Dの4つの分類地域すべてについて28円を答申した。多くの地域は28円の引き上げとなったが、いずれもD分類地域である青森・山形・鳥取・佐賀が29円、秋田・大分が30円、島根が32円と決定した。2021年もD分類地域の反抗が続いている。

以上の経過に鑑みれば、これまで地域別最低賃金額の格差拡大の大きな原因であったA～D方式による目安額の提示方式が、完全に破綻したといえる。2021年の中央最低賃金審議会の目安額提示はA～D方式を実質的に放棄したものと評価できるが、これまでに著しい格差を生じさせてしまった地域別最低賃金の格差問題の解決にはならない。制度の抜本的見直しが必要である。

目安制度の見直しについては、中央最低賃金審議会において、おおむね5年ごとに「目安制度のあり方に関する全員協議会」が設置され、検討がなされてきた。前回の協議会は、2016年6月に開始し、2017年3月に報告書を作成した。5年後である2021年5月26日に目安制度のあり方に関する全員協議会が開始され、2022年3月を目途にとりまとめをすることが確認されたが、その後、答申は2023年3月に延期された。全員協議会において

図表 4 最低生計費調査と最低賃金 一覧表

都道府県名	都市名	性別	消費支出										計	非消費支出		最低生計費		年額		月労働時間			最低賃金額 2021	
			食費	住居費	水道・光熱費	娯楽・娯楽品	被服・靴物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	その他		支出	割合	税抜	税込	(税込)	150	155	173.8			
北海道	札幌市	男	39,991	32,000	10,206	4,071	5,828	4,538	16,660	0	30,068	20,423	163,805	44,878	19.95%	16,300	180,105	22,983	2,699,296	1,500	1,452	1,294	C	889
青森県	青森市	男	39,977	26,000	8,076	3,664	6,514	2,596	38,342	0	17,950	19,470	162,589	37,294	17.26%	16,200	178,789	21,083	2,592,996	1,441	1,394	1,243	D	822
岩手県	盛岡市	男	40,083	35,000	9,024	4,216	6,501	2,596	39,697	0	17,533	19,347	173,997	37,387	16.34%	17,300	191,297	22,664	2,713,968	1,524	1,475	1,316	D	821
宮城県	仙台市	男	40,017	30,000	8,686	3,821	7,095	2,596	38,342	0	17,126	19,333	167,016	37,375	16.90%	16,700	183,716	22,101	2,653,092	1,474	1,426	1,272	C	853
秋田県	秋田市	男	40,133	29,000	8,260	3,479	6,626	2,596	35,710	0	18,093	19,319	163,216	37,428	17.25%	16,300	183,716	22,101	2,653,092	1,466	1,400	1,248	D	822
山形県	山形市	男	40,032	30,000	8,695	3,905	6,528	2,596	37,634	0	17,057	20,770	166,317	37,387	16.96%	16,600	182,917	22,028	2,643,408	1,469	1,421	1,287	D	822
福島県	福島市	男	40,703	32,000	8,715	3,509	6,225	2,596	37,028	0	17,726	19,450	167,952	37,320	16.81%	16,700	184,652	22,192	2,663,664	1,480	1,432	1,277	D	828
茨城県	水戸市	男	41,967	36,458	7,546	3,265	6,440	1,002	29,990	0	28,534	22,708	179,910	55,177	21.81%	17,900	197,810	25,297	3,035,544	1,687	1,632	1,456	B	879
埼玉県	さいたま市	男	38,610	52,500	6,867	4,281	6,906	3,366	19,635	0	20,225	20,634	173,524	51,055	21.11%	17,300	190,824	24,187	2,992,548	1,664	1,611	1,392	A	956
東京都	北区	男	44,361	57,292	6,955	2,540	6,906	1,009	12,075	0	25,577	23,189	179,804	51,938	20.80%	17,900	197,704	24,964	2,995,704	1,664	1,611	1,436	A	1041
東京都	新北区	男	39,597	38,000	11,064	3,765	6,951	4,188	40,335	0	14,970	18,148	177,018	47,287	19.54%	17,700	194,718	24,205	2,994,060	1,613	1,561	1,392	C	859
東京都	豊島区	男	41,323	40,625	7,298	4,342	7,522	1,026	29,359	0	26,393	25,225	183,113	53,399	20.96%	18,300	201,413	25,482	3,057,714	1,699	1,644	1,466	B	877
東京都	豊島区	男	40,253	38,000	7,559	3,883	7,521	3,255	43,356	0	18,408	19,662	181,897	46,662	18.92%	18,100	199,997	24,659	2,959,908	1,644	1,591	1,419	B	913
東京都	目黒区	男	38,457	45,000	7,510	3,480	8,426	2,186	19,062	0	17,745	21,217	163,083	47,562	20.96%	16,300	179,383	22,694	2,723,340	1,513	1,464	1,306	A	955
東京都	目黒区	男	44,441	41,667	7,419	3,836	5,921	1,137	18,612	0	27,510	27,847	178,390	49,595	20.18%	17,800	196,190	24,578	2,949,420	1,639	1,586	1,414	B	937
東京都	目黒区	男	43,272	48,000	5,091	3,780	8,56	4,107	13,469	0	25,553	21,011	173,494	54,157	22.11%	17,300	190,794	24,491	2,959,412	1,633	1,580	1,409	A	992
東京都	目黒区	男	40,333	35,417	7,273	4,032	6,575	1,094	33,384	0	25,454	26,842	180,404	50,107	20.16%	18,000	198,404	24,851	2,982,132	1,657	1,603	1,430	C	862
東京都	目黒区	女	35,768	37,000	8,958	3,677	7,170	6,372	12,464	0	26,556	13,756	152,021	43,838	20.78%	15,132	167,153	21,091	2,531,892	1,407	1,361	1,214	B	899
東京都	目黒区	男	36,886	33,000	7,245	4,168	6,654	1,091	40,417	0	25,749	19,663	174,873	49,467	20.46%	17,400	192,273	24,170	2,900,880	1,612	1,560	1,391	C	857
東京都	目黒区	男	43,686	32,000	7,722	3,697	7,108	1,168	15,613	0	24,739	25,927	161,660	49,776	21.88%	16,100	177,760	22,536	2,730,432	1,517	1,468	1,309	C	870
東京都	目黒区	男	39,025	34,500	8,150	3,561	5,635	1,184	41,856	0	25,964	18,252	178,127	46,045	19.03%	17,800	195,927	24,192	2,993,664	1,613	1,561	1,392	D	821
東京都	目黒区	男	39,434	39,000	8,109	3,797	7,092	1,174	15,649	0	23,327	27,155	164,737	43,655	19.42%	16,400	181,137	22,472	2,697,504	1,499	1,450	1,293	D	821
東京都	目黒区	男	42,755	39,000	7,560	4,226	4,478	2,248	36,302	0	26,635	23,873	187,077	53,037	20.49%	18,700	205,777	25,814	3,105,768	1,725	1,670	1,489	D	822
東京都	目黒区	男	39,941	34,000	8,101	3,401	5,680	1,181	39,469	0	21,257	23,813	176,843	43,115	18.15%	17,600	194,443	23,758	2,850,696	1,584	1,533	1,367	D	821
東京都	目黒区	男	41,266	36,458	8,764	3,826	5,021	1,142	33,794	0	25,620	23,548	179,439	48,977	19.88%	17,900	197,339	24,636	2,955,792	1,642	1,589	1,417	D	820
調査数	平均	40,511	37,277	8,034	3,789	6,683	2,323	29,550	0	22,643	21,623	172,412	46,155	19.58%	17,189	189,602	23,577	2,829,080	1,572	1,521	1,356	調査平均	930	

は、上記のとおり、現行目安制度が機能不全に陥ったことを真摯に受け止め、新たな制度設計（全国一律制）に向けた提案をすることを期待したい。

9 地域別最低賃金制度の見直し（全国一律最低賃金制度の確立）へ

現行法が地域別最低賃金制度を採用する根拠については、「労働者の生計費や賃金等地域に応じて経済状況が異なり、全国一律の額として決定することが不合理である」からとされている。しかし、現行法の大枠が定められた1968年の法改正から既に50年以上が経過した。今日の社会状況に鑑みれば、もはや全国一律最低賃金制度の確立こそが合理的であるといえる。

地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費は、最近の調査によれば、都市部と地方の間で、ほとんど差がないことが明らかになっている（「最低生計費調査結果」全国労働組合連合会調べ 監修静岡県立短期大学中澤秀一准教授 2022年2月時点で25都道府県の調査結果が公表されている。図表4）。

これは、地方では、公共交通機関の利用が制限されるため、通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。具体的には、食費や住居費、水光熱費、家具

家電用品費、被服・履物費、保健医療費、交通・通信費、教養娯楽費等、労働者の生活に最低必要と考えられる費用を試算したところ、その金額は月額22～24万円（租税公課込み）となり、都市部か地方かによってほとんど差がなかったとされる。ちなみに、月額22～24万円という水準は、週

40時間、月に173.8時間働くと仮定した場合、時間給に換算すると1300～1400円に相当する。

厚労省がかつて望ましい労働時間とした月150時間を基礎とすれば、多くの地域において1500円は大きく上回るのである。

現在、イギリスやフランス、ドイツ、イタリア、あるいは隣国の韓国等では、いずれも全国一律最低賃金制度が実施されている。

フランスでは、当初は、地域別に最大20%の減額が認められていたものの、その後、地域別減額が廃止されたという経緯がある。

現在、地域別の最低賃金を導入している国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の4カ国のみである（なお、アメリカでは全国適用の連邦最低賃金の他に、連邦最低賃金額を上回る各州や都市ごとの最低賃金が存在する）。地域別最低賃金を設定している日本以外の国は、国土が非常に広い。国土が広いと、労働者はそう簡単には移動できない。地域別に最低賃金を設定した場合、交通の便がよく、移動が容易だと、最低賃金の低い地域からは、段々と人が減り、経済には大きな悪影響が生じ、衰退していくことになる。

わが国において、地域の人口が都市部に流出する地方においては、最低賃金の格差の是正は喫緊の課題である。最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係が認められ、特に若年層では、最低賃金の低い地方から最低賃金の高い都市部へと流出していることが明らかになっている。最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の経済格差が固定、拡大するという悪循環が生じている。

10 中小企業支援策の充実を

最低賃金の大幅引き上げのためには、十分な中小企業支援策が不可欠である。最低賃金引き上げに伴う中小企業への支援策について、現在、国は

「業務改善助成金」制度により、影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。

しかし、中小企業にとってこの制度は必ずしも使い勝手の良いものとはなっておらず、利用件数はごく少数である。2018年度の全国の申請件数は995件、実績は870件であり、2019年度の申請件数は673件、実績は542件。2020年度の申請件数は805件、実績は626件に過ぎない。

わが国の経済を支えている中小企業が、最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように十分な支援策を講じることが必要である。抜本的には、下請法や独占禁止法などの改正や、中小企業振興条例の制定などにより、中小企業を地域経済の重要な主体として位置づけたうえで、中小企業が大企業との公正な取引を実現できるようにすることが必要であるが、当面の具体的方策としては、諸外国で採用されている社会保険料の事業主負担部分を免除・軽減することによる支援策が有効である。中小企業への十分な支援策の実施とセットにして、最低賃金の大幅引き上げと全国一律制度を実現することが必要である。

11 全国一律制度実現に向けた法改正の私案

現行の地域別最低賃金制度を全国一律制度に移行するためには、最低賃金法の改正が必要である。法改正に向けた議論が旺盛に展開されるためには、たたき台が必要である。筆者の独断による法改正試案を提起することにより、議論が活性化し、法改正に向けての具体化が進むことを期待したい。以下現段階における筆者私案を掲載することとする。

改正法私案の要点は以下のとおりである。

1 最低賃金を全国一律とし、地域別最低賃金は廃止する。ただし、地方最低賃金審議会の存続を認め、地方最低賃金審議会の権限をあらためる

(10条)。

2 審議会方式か独立決定機関とするか。私案は現行の審議会方式を採用した。

最低賃金の決定は労使自治にもとづくとの主張は理解できるが、最低賃金の役割は国民生活全般の制度と連関しており、国が責任をもって関与することが必要であり、政府機関から独立のものとするべきではないと考える(11条)。

3 最低賃金額算定の考慮要素から、「事業の賃金支払能力」を削除した(13条)。事業者が最低賃金引き上げに対処できるようにするための国及び地方公共団体の支援策策定の義務規定を創設した(3条)。

4 減額特例について現行7条の2号(試用期間中の者)および4号(軽易な業務従事者)を削除した。1号の障害者についてどうするかは検討が必要(8条)。

5 委員選任の適正性確保規定を創設した(24条)。

6 委員会審議の公開規定を創設した(27条)。

7 施行後5年間で全国一律への移行期間として設定した。221円の格差を5年間で是正する(付則2条)。

最低賃金法改正法私案

最低賃金法を以下のとおりに改正する。

第3条(国および地方公共団体の責務)を以下のとおり新設する。

「国は、事業者が最低賃金を遵守できるように、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に基づき、小規模企業への適切な支援を実施するための支援体制の整備その他必要な措置を図る。

2 地方公共団体は、事業者が最低賃金を遵守できるように、中小企業基本法及び小規模企業振興基本法に基づき、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施す

る。」

以下各条をくりさげる。

第8条(現行7条) 2号及び4号を削除し、3号を2号とする。

第10条(現行9条) 以下のとおりに改正する。

「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、最低賃金(全国一律)を決定する。

2 最低賃金は労働者の生計費及び賃金を考慮して定めなければならない。

3 現行規定どおり。」

第11条(現行10条) 以下のとおりに改正する。

「厚生労働大臣は、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聞いて、最低賃金の決定をしなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による最低賃金審議会の意見の提出があった場合において、その意見により難しいと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求めなければならない。」

第12条(現行11条)

1号ないし3号の「又は都道府県労働局長」を削除する。

2号の「地域の」を削除する。

第13条(現行12条) 以下のとおりに改正する。

「厚生労働大臣は、最低賃金について、労働者の生計費及び賃金を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正の決定をしなければならない。」

第14条(現行13条) 「地域別」を削除する。

第15条(現行14条) 1号の「又は都道府県労働局長」を削除する。

2号の「地域別」および「同条の規定による地域別最低賃金の廃止の決定は、同項の規定による公示の日(公示後の日後の日であって当該決定において別に定める日があるときはその日)から、」を削除する。

第21条(現行20条) 以下のとおりに改正する。

「厚生労働省に最低賃金審議会を、都道府県労働局に地方最低賃金審議会を置く。」

第22条（現行21条）「最低賃金に関する重要事項」を「地方特定最賃に関する重要事項」とする。

2号として「地方最低賃金審議会は、厚生労働大臣または都道府県労働局長の諮問に応じ、もしくは自発的に、最低賃金に関する調査審議し、及びこれに関し必要と認められる事項を厚生労働大臣または都道府県労働局長に建議することができる。」を付加する。

第23条（現行22条）「最低賃金審議会」を「最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会」とする。

第24条（現行23条）1号を以下のとおりに改正する。

「委員は、政令で定めるところにより、厚生労働大臣または都道府県労働局長が、労働者、使用者及び公益の意見を適正に反映することができるように配慮して任命する。」

第25条（現行24条）「最低賃金審議会」を「最低賃金審議会及び地方最低賃金審議会」とする。

第27条（審議の公開）新設 以下の規定を置く。

「最低賃金審議会（専門部会も含む）及び地方最低賃金審議会の審理は公開とする。ただし、委員の3分の2以上が公開が不適切であると判断した場合には、非公開とする理由を明確に示した上で審理を非公開とすることができる。」

2 最低賃金審議会（専門部会も含む）及び地方特定最低賃金審議会の審理については議事録を作成し、公開しなければならない。審理を非公開とした場合においても同様である。」

付則

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。

第2条 第10条1項の最低賃金の決定については、この法律の施行後5年に限り、厚生労働省令で定める特定の地域について異なる金額を定めることができる。

参考文献

- ・「最低賃金と最低生活保障の法規制」神吉知郁子 信山社
- ・「最低賃金 1500円がつくる仕事と暮らし」後藤道夫ほか 大月書店
- ・「最低賃金」日本弁護士連合会貧困問題対策本部 岩波ブックレット
- ・「シンポジウム 最低賃金引き上げには何が必要か」労旬1898号
- ・「特集 日本の最低賃金を考える」労旬1921号
- ・「コロナ禍における諸外国の最低賃金引き上げ状況に関する調査」JILPT 調査シリーズ No238
- ・「最低賃金制度の現状と改革について」筆者 労旬1999+2000号

なかむら かずお 1954年生まれ。弁護士。1985年弁護士登録（京都弁護士会）、市民共同法律事務所所属。非正規労働者の権利実現全国会議共同代表、日弁連労働法制委員会委員・日弁連貧困問題対策本部委員・自由法曹団労働問題委員会委員長。日本労働弁護団常任幹事・京都大学法科大学院非常勤講師。国鉄分割民営化事件をはじめとする労働事件、とくに非正規労働者の事件を多数担当。主な著書：『労働と貧困』（共著、あけび書房、2009年）、『「非正規」をなくす方法』（共著、新日本出版社、2011年）、『労働者派遣と法』（共著、日本評論社、2013年）、『「ニッポン」の働き方を変える（さよなら安倍政権）』（かもがわ出版、2016年）、『最低賃金』（共著、岩波ブックレット2019年）。